

論点に対する回答（農林水産省）

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	農林水産省
論点	<p>1. 全体として</p> <p>① 削減方策として全般的に「書類の押印の省略を徹底」とされているが、</p> <p>(1) 現状、どのような形で押印が義務付けられているのか。</p> <p>(2) 具体的に、どのように押印の省略の徹底を進めるのか。</p> <p>(3) 通常、押印は真正性や本人意思の確認として求めているとされているが、こういった点については、押印省略によっても担保されると考えているのか。(評価基準 1-②関係、自己点検結果 A)</p>
【回答】	<p>①</p> <p>(1) 農林水産省が作成した『「行政コスト」削減のための基本計画』において、「書類の押印の省略を徹底」することとした法律に関する押印義務の現状は次のとおり。</p> <p>i) 様式に押印欄を設ける等により押印を義務付けているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 ・ 獣医療法 ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・ 漁業法 ・ 水産資源保護法 ・ 内水面漁業の振興に関する法律 <p>ii) 氏名を自署する場合においては押印を省略することができるとしているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料取締法 <p>iii) 押印を義務付けていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物検査法 ・ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

(2) 「書類の押印の省略を徹底」することについては、次の通り進める。

i) (1) の i) については、現状、文章の真正性や本人意思を確認する目的で押印を求めているが、

① 民事訴訟法第 228 条第 4 項において、私文書は、本人の署名があれば、押印がなくとも、真正に成立したものと推定する旨規定されていること

② 他法令においても、既に、氏名を自署する場合には押印を省略できるとしているものがあること

を踏まえ、行政手続の簡素化を図り、申請者の負担を軽減するため、今年度中に様式を定める省令等を改正し、氏名を自署する場合においては押印を省略することができる旨を規定する。

ii) (1) の ii) 及び iii) については、氏名を自署する場合においては押印を省略することができること、又は押印が不要であることを当該手続の記載例に明示してホームページ等で改めて周知するなど、押印省略の徹底を図っている。

(3) (2) の①のとおり、民事訴訟法において、私文書は本人の署名があれば、押印がなくとも、真正に成立したものと推定するとされていること、さらに、許認可等事務の遂行に当たり、必要に応じて、申請者に直接連絡・確認を行うことから、署名があれば押印を省略しても、真正性や本人意思の確認は担保されるものと考えている。

(参考) 様式において押印欄を設けている例 (動物用医薬品等取締規則様式第六十四号)

様式第六十四号 (第百三十七条関係)

動物用医療機器修理業許可更新申請書		年 月 日
農林水産大臣 殿		
住所		
氏名		印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第3項の規定により動物用医療機器修理業の許可の更新を受けたいので、下記により申請します。		
記		
許可年月日及び許可番号		
1 事業所の名称及び所在地		
2 修理区分		
3 申請者 (申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。) が法第40条の2第4項第2号に該当することの有無		
4 参考事項		

(日本工業規格A4)

備考

- 1 記の2には、第136条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 2 記の3については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事案の概要を記載すること。
- 3 申請書は、正副2通を提出すること。

(参考) 自署する場合において押印の省略を認めている例 (肥料取締法施行規則様式第八号の三)

様式第8号の3 (日本工業規格A4) (第10条の3関係)

(イ) 指定配合肥料生産業者 (輸入業者) 届出書

年 月 日

農林水産大臣 (都道府県知事)

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

下記により指定配合肥料を生産 (輸入) したいので、肥料取締法第16条の2第1項 (肥料取締法第16条の2第2項) の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所 (法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 肥料の名称
- 3 生産する事業場の名称及び所在地
- 4 保管する施設の所在地

備考

- 1 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 輸入肥料にあつては3を記載しなくてよい。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	農林水産省
論点	<p>2. 漁業法</p> <p>② 都道府県知事の漁業の許可は手続件数も多く（11万件/年）、電子申請導入のニーズは一定程度存在するとも考えられるが、農林水産省が主導して電子申請の仕組につき、検討する余地はないか。（評価基準4関係、自己点検結果B）</p>
<p>【回答】</p> <p>① 都道府県知事の許可に係る事務であることから、一義的には知事の判断となるが、申請の事前相談をメールで行うなど、手続の電子化を推進することにより行政手続の電子化が図られるよう、県に対して理解と協力を求めてまいりたい。</p> <p>なお、導入にかかるコストやセキュリティの確保、本人確認の方法などを総合的に検討する必要があるため、都道府県の理解を得ながら進めていく必要がある。</p>	